



2023年5月23日

各 位

会 社 名 三菱ロジスネクスト株式会社  
代表者名 代表取締役社長 間野 裕一  
(コード番号 7105 東証スタンダード)  
問合せ先 管理本部 総務部長 公受 正道  
(TEL : 075-951-7171)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2023年5月23日開催の当社取締役会において、現行の株式報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年6月28日開催予定の当社第122期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度として導入するものです。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度では、当社は、対象取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬として金銭報酬債権を支給することとなります。本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の当社第114期定時株主総会において、年額350,000千円以内（うち社外取締役分年額30,000千円以内）、また、当該取締役の報酬限度額とは別枠で、2012年6月28日開催の当社第111期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションに係る報酬等としての限度額を年額30,000千円以内とすることにつき、それぞれご承認いただいております。

本株主総会では、現行の株式報酬制度である株式報酬型ストックオプション制度に代えて本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬限度額とは別枠で対象取締役に對して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予

定です。

なお、本制度の導入に伴い、既に割り当て済みのものを除き、上記株式報酬型ストックオプション制度を廃止することとし、今後、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

## 2. 本制度の概要

本制度において、当社は、対象取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬として金銭報酬債権を支給し、対象取締役に、支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込ませることにより、譲渡制限付株式を割り当てます。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額100,000千円以内とし、新たに発行又は処分される当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）の総数は、年200,000株以内（なお、当社普通株式の株式分割、株式無償割当又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、本割当株式の株式数を合理的に調整することができるものとします。）といたします。

本制度の導入目的の一つである株主の皆様との価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の割り当ての日から取締役及び執行役員（その他執行役員に準ずるものを含みます。）のいずれの地位からも退任又は退職するまでの期間としております。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会において審議・承認し、指名・報酬諮問委員会の承認内容を尊重して当社取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、本割当株式の割り当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

なお、本割当株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割り当てられた譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が譲渡制限付株式を無償で取得すること

（ご参考）

本株主総会において本制度についてご承認をいただいた場合には、執行役員（その他執行役員に準ずるものを含みます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

以上